

第 22 回 総会議事録

1 開催の日時 令和 7 年 3 月 27 日（木）午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分

2 開催の場所 松江市市民活動センター 5 階 501・502 研修室

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第 1 3 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 1 3 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 1 3 4 号 農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について

議 第 1 3 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 1 3 6 号 非農地確認について

議 第 1 3 7 号 松江市農用地利用集積計画の訂正について

議 第 1 3 8 号 松江市農用地利用集積計画の決定について

議 第 1 3 9 号 令和 7 年度松江市農業委員会事業計画の決定について

議 第 1 4 0 号 松江市農業委員会事務局長の任免について

報告第 3 5 号 会長専決処分の報告

報告第 3 6 号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員（18名） 欠席委員（1名）

1 番 小村 伸吾 (出)	2 番 吉岡 雅裕 (欠)	3 番 角田 正紀 (出)
4 番 足立 裕子 (出)	5 番 伊藤 和明 (出)	6 番 吉岡 幸雄 (出)
7 番 清原 昭 (出)	8 番 磯部 美津子 (出)	9 番 古藤 俊光 (出)
10 番 渡部 文明 (出)	11 番 宮廻 彰夫 (出)	12 番 永江 りえ (出)
13 番 勝田 達雄 (出)	14 番 矢野 秀行 (出)	15 番 松本 喜次 (出)
16 番 石原 一男 (出)	17 番 岸本 定朝 (出)	18 番 森口 順子 (出)
19 番 三島 進 (出)		

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	能海 朋之	農地係主任	佐藤 努
農地係長	松浦 孝	農地係主任主事	石原 裕子
農地係主任	青山 浩之		

6 会議内容

会 (議 長) 事 務 局	長	<p>定刻になりました。総会議事に入る前に事務局から連絡事項がありますので、説明をお願いします。</p> <p>失礼します。議事に入る前に議案の追加と修正があります。はじめに議案の追加ですが、議第 140 号「松江市農業委員会事務局長の任免について」を追加提案します。次に議案の修正です。52 ページから 53 ページの転 65 の 8 筆についてですが、借手の変更となる予定がありますので、今回は削除をお願いいたします。これに併せて、60 ページの「農地利用集積計画」も訂正となりますので、お配りしております訂正後のものに差し替えをお願いいたします。</p>
議	長	<p>それでは、第 22 回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は 2 番委員から提出されています。現に在任する委員の数、19 名のうち、18 名の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。7 番委員、8 番委員をお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の佐藤主任及び石原主任主事をお願いします。</p>
事 務 局	局	<p>それでは、議事に入ります。議第 132 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>失礼いたします。議第 132 号、今月の農地法第 3 条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の 2 ページと併せて、農地法第 3 条説明資料をご覧ください。今月の農地法第 3 条の許可申請は 2 件 6 筆でいずれも所有権移転です。</p> <p>はじめに、75 番の案件についてご説明します。申請は八雲町東岩坂の畑 1 筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足と受人からの要望のためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自家墓地の隣地につき花栽培で美観を図りたいためです。受人の世帯は、耕運機、管理機、草刈り機等の農業用機械を所有されております。取得後は花卉を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。</p> <p>次に、76 番の案件についてご説明いたします。申請は八雲町東岩坂の畑 5 筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、自宅から遠く耕作に不便なためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利なためです。受人の世帯は、管理機、草刈り機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は芋、野菜、果樹を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。</p> <p>以上、すべての案件は、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 3 番 委 員 長	長	<p>それでは、現地調査班からの報告をお願いします。</p> <p>事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議	長	<p>それではないようでございますので、採決をいたします。議第 132 号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議	長	<p>ご異議なしということですので、議第 132 号は原案のとおり許可することに決めます。</p> <p>次に、議第 133 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	局	<p>失礼します。議第 133 号、今月の農地法第 4 条の規定による許可申請について説明いたします。議案の 4 ページと併せて、農地法第 4 条の説明資料の 1 ページをご覧ください。</p> <p>はじめに、4 条 18 番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は下佐陀町の 3 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 A 区域です。農地区分は、1 筆が水道管等が 2 種類以上埋設された道路の沿道の区域で、かつ 2 以上の教育施設が 500m 以内にあることから第 3 種農地、残りの 2 筆がおおむね 10ha 以上の連担した農地の区域内にあることから第 1 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、進入路及び駐車場です。許可該当条項は、農地法施行規則第 33 条第 4 号で集落接続に該当します。転用面積は 332 m²、所要面積も同様の 332 m²です。事業計画は、申請地を、進入路及び駐車場とするものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>最後に、4 条 19 番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町佐陀本郷の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、倉庫及び庭です。転用面積は 259 m²、所要面積も同様の 259 m²です。事業計画は、申請地を倉庫及び庭とするものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第 4 条第 6 項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。</p>
議	長	<p>それでは、現地調査班からの報告をお願いします。</p>
3 番 委 員	員	<p>事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第 133 号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、19 番について採決いたします。議第 133 号のうち、19 番について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第 133 号のうち、19 番は原案のとおり許可することに決めます。</p> <p>次に、議第 133 号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、18 番について採決いたします。議第 133 号のうち、18 番について、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第 133 号のうち、18 番は原案のとおり許可相当</p>

議 長 であると確認することに決めます。

次に、議第 134 号「農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼します。議第 134 号、今月の農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について説明いたします。議案の 6 ページと併せて事業計画変更説明資料の 5 ページをご覧ください。

はじめに、5 条事業計画変更 10 番についてご説明いたします。本案件は、令和 6 年 12 月 26 日付けで農地法第 5 条により許可した案件の事業計画変更申請です。申請地は西尾町の 2 筆で、●●●●工事に伴い、倉庫、現場事務所、仮設トイレ、駐車場、資材置場として使用するため、令和 7 年 3 月 31 日までの一時転用を許可していました。今回、新たな工事を受注し引き続き申請地を使用するため、一時転用期間を令和 7 年 10 月 31 日まで延長する事業計画変更申請が提出されたものです。

最後に、5 条事業計画変更 11 番についてご説明いたします。本案件は、令和 6 年 12 月 26 日付けで農地法第 5 条により許可した案件の事業計画変更申請です。申請地は西尾町の 1 筆で、●●●●工事に伴い、工事用道路、資材置場として使用するため、令和 7 年 3 月 31 日までの一時転用を許可していました。今回、新たな工事を受注し引き続き申請地を使用するため、一時転用期間を令和 7 年 10 月 31 日まで延長する事業計画変更申請が提出されたものです。

以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第 5 条第 2 項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議 3 番 委員 長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

議 長 事務局から説明があった通り、許可相当であると判断いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第 134 号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第 134 号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第 134 号は原案のとおり承認することに決めます。

次に議第 135 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼します。議第 135 号、今月の農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。議案の 8 ページと併せて、農地法第 5 条の説明資料の 9 ページをご覧ください。

はじめに、5 条 88 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は下東川津町の 4 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 A 区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、建売住宅及び駐車場用地です。転用面積は 924 m²、所要面積は実測値で 878.92 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、建売住宅 2 棟の建設

事務局	農地復元義務について、引き継ぐことを約束いただいています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 最後に、5条94番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町佐々布の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他地域です。農地区分は、おおむね10ha以上の連担した農地の区域内にあることから第1種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第54条で、転用事業の総面積に占める第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないものに該当します。転用面積は84㎡、所要面積は隣接する宅地及び雑種地とあわせて349.98㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画は、申請地と隣接する宅地及び雑種地をあわせて整備し、個人住宅1棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議 3 番 委員 長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。 事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
議 7 番 委員 長	89番の譲渡人と譲受人は親子関係か。また、94番の貸人と借人は親子関係か。 89番は親子関係ではありませんが、94番は親子関係です。
事務局 7 番 委員 長	分かりました。 ほかにございませんか。
議	(なしの声)
議	ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第135号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、92番、94番以外について採決いたします。議第135号のうち、92番、94番以外について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
議	(異議なしの声)
議	ご異議なしということですので、議第135号のうち、92番、94番以外は原案のとおり許可することに決めます。 次に、議第135号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、92番、94番について採決いたします。議第135号のうち、92番、94番について、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。
議	(異議なしの声)
事務局	ご異議なしということですので、議第135号のうち、92番、94番は原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。 次に、議第136号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。 それでは、議第136号、非農地確認についてご説明します。お手元の議案13ページと併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願いは1件2筆です。 それでは、75番について説明します。土地の所在は、西長江町の市街化調整区域、

事務局	農振農用地区域外の田1筆、畑1筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道古志大野線と市道古浦西長江線との交点から南に約200m進んだ西50mに位置しており、昭和50年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況であります。
議	以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。
議	ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
議	(なしの声)
議	ないようでございますので、採決いたします。議第136号は、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。
議	(異議なしの声)
議	ご異議なしということですので、議第136号は原案のとおり確認することに決めます。
事務局	次に議第137号「松江市農用地利用集積計画の訂正について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局	失礼します。議第137号、松江市農用地利用集積計画の訂正についてご説明いたします。
議	議案の15ページをご覧ください。この乃白町2筆の利用権設定は令和6年2月の総会において決定し、2月28日付けで公告したものです。この2筆につきましては、登記名義人が2名の共有となっており、両方の方の同意を得る必要がありましたが、これを見落としており、申請者のみの押印で手続していたことが判明しましたので、この利用権設定を取り消すために、2月の農用地利用集積計画から該当部分を削除するものです。この利用権は農地の共有者の方の同意の押印をいただき、改めて設定いたします。なお、貸手の方と借手の方には事情をご説明し、改めて手続きすることをご了承いただいております。
議	以上、ご審議お願いします。
議	説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
5番委員	中間管理機構を経由しての手続きだと思うが、登記名義人が2名であることをたまたま見落としたのか。
事務局	全部事項証明書の確認が不十分でした。
5番委員	分かりました。
7番委員	登記名義人が2名の場合、一方が亡くなっていると利用権設定ができないのか。
事務局	過半数の同意が必要となるため、相続人の方に同意していただく必要があります。
7番委員	分かりました。
議	ほかにごございませんか。
議	(なしの声)
議	ないようでございますので、採決いたします。議第137号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
議	(異議なしの声)

議	長	<p>ご異議なしということですので、議第 137 号は原案のとおり決定することに決めます。</p> <p>次に議第 138 号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	局	<p>失礼します。議第 138 号、松江市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。</p> <p>相対契約について、18 ページから 40 ページをご覧ください。利 1 番から 7 番は秋鹿地区、利 1 番から 5 番は更新案件、利 6 番、7 番は新規案件です。利 8 番は生馬地区、更新案件です。利 9 番から 17 番は本庄地区、利 9 番から 14 番、16 番、17 番は更新案件、利 15 番は新規案件です。利 18 番、19 番は竹矢地区、利 18 番は新規案件、利 19 番は更新案件です。利 20 番から 24 番は大庭地区、利 20 番、21 番、23 番、24 番は更新案件、利 22 番は新規案件です。利 25 番から 31 番は忌部地区、更新案件です。利 32 番から 34 番は鹿島地区、更新案件です。利 35 番、36 番は島根地区、新規案件です。利 37 番から 39 番は東出雲地区、利 37 番、39 番は更新案件、利 38 番は新規案件です。利 40 番から 44 番は八雲地区、更新案件です。利 45 番から 48 番は玉湯地区、更新案件です。利 49 番から 123 番は宍道地区、利 49 番、110 番から 113 番、116 番から 123 番は新規案件、利 50 番から 109 番、114 番、115 番は更新案件です。利 124 番から 134 番は八束地区、利 124 番、125 番は新規案件、利 126 番から 134 番は更新案件です。今回の利用権設定における相対契約の地目別面積は、田 109,809 m²、畑 259,370 m²、その他施設用地 177 m²、計 369,356 m²です。</p> <p>転貸契約について、41 ページから 60 ページをご覧ください。転 1 番から 36 番は秋鹿地区、転 1 番から 14 番、16 番から 36 番は更新案件、転 15 番は新規案件です。転 37 番から 50 番は古江地区、更新案件です。転 51 番から 53 番は生馬地区、更新案件です。転 54 番から 63 番は川津地区、転 54 番から 61 番、63 番は更新案件、転 62 番は新規案件です。転 64 番は朝酌地区、新規案件です。転 65 番は削除です。転 66 番から 86 番は竹矢地区、更新案件です。転 87 番は東出雲地区、更新案件です。転 88 番は八雲地区、更新案件です。転 89 番から 90 番は宍道地区、転 89 番は更新案件、転 90 番は新規案件です。今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田 267,811 m²、畑 6,016 m²、計 273,827 m²です。</p> <p>以上、ご審議をお願いします。</p>
議	長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問はありませんか。</p>
5 番 委 員	局	<p>3 条による手続と利用権設定による手続との違いは何か。</p>
事 務 局	局	<p>3 条の場合、合意解約しない限り自動更新されるが、転貸の場合は、設定した期間で必ず終了します。</p>
5 番 委 員	局	<p>分かりました。</p>
7 番 委 員	局	<p>3 条については、賃借料のやり取りは自分でやらないといけないのか。</p>
事 務 局	局	<p>従来通り、直接やり取りをすることが必要です。</p>
7 番 委 員	局	<p>分かりました。</p>
1 7 番 委 員	局	<p>転 87 番は登記面積と現況面積の大きく違うが、理由はあるのか。</p>
事 務 局	局	<p>一部を貸借する契約で、残りの部分は所有者が自ら耕作されます。</p>
1 7 番 委 員	局	<p>分かりました。</p>

議	長	ほかにございませんか。 (なしの声)
議	長	ないようでございますので、採決いたします。議第 138 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第 138 号は原案のとおり決定することに決めます。 次に議第 139 号「令和 7 年度松江市農業委員会事業計画の決定について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		(議案に基づき、「令和 7 年度松江市農業委員会関係予算及び事業計画 (案)」について説明)
議	長	説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
7 番 委 員		マイナスとなっている部分は全国的にも同じ状況か。
事 務 局		全国的に同じ状況です。
7 番 委 員		分かりました。
1 2 番 委 員		令和 8 年度には、島根県で中国四国ブロック女性委員研修会が開催されるが、令和 7 年度に徳島県で開催される中国四国ブロック女性委員研修会を視察しておく必要があると思うが、令和 7 年度と令和 8 年度の予算は確保してあるのか。
事 務 局		令和 7 年度の徳島県で開催される研修会への参加については、2 名分の旅費を予算化している。令和 8 年度に島根県で開催される研修会は、島根県農業会議が主催する会なので、開催に係る費用は農業会議で確保されるものと考えている。なお、開催会場までの旅費については、令和 8 年度に予算要求することになります。
1 2 番 委 員		分かりました。
議	長	ほかにございませんか。 (なしの声)
議	長	ないようでございますので、採決いたします。議第 139 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第 139 号は原案のとおり決定することに決めます。 次に議第 140 号「松江市農業委員会事務局長の任免について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
		(事務局長退室)
事 務 局		(議案に基づき、「松江市農業委員会事務局長の任免」について説明)
議	長	説明が終わりました。議第 140 号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第 140 号は原案のとおり同意することに決めます。 (事務局長入室)
議	長	次に、報告に入ります。報告第 35 号「会長専決処分報告」及び報告第 36 号「事

議
事
議

務

長 務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。

(報告)

長 報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。

以上で議事を終了しましたので、第 22 回松江市農業委員会総会を閉会いたします。